

政務活動費 会計帳簿

議員氏名: 酒井 常雄

R7 年度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	領収書 整理 番号	支払(収入)内容 (用途及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	控分率 (%)	計上額 (繰越切替)	支払先	備 考
2025/4/11	C	広聴広報費	2	会場費		200	100%	200	北部コミュニティセンター	4月26日活動報告会実施
2025/4/15	C	広聴広報費	3	会場費		200	100%	200	北部コミュニティセンター	4月26日活動報告会実施
2025/4/30	C	広聴広報費	13	会場費		400	100%	400	東部コミュニティセンター	6月17日活動報告会実施
2025/5/17	C	広聴広報費	20	会場冷房代		400	100%	400	東部コミュニティセンター	6月17日活動報告会実施
2025/4/28	G	資料購入費	9	新聞購読料		1,500	100%	1,500	朝日新聞サービスアンカーASA	4月分
2025/4/28	G	資料購入費	10	新聞購読料		4,400	100%	4,400	読売新聞	4月分
2025/4/28	G	資料購入費	11	新聞購読料		4,204	100%	4,204	聖教新聞	4月分
2025/4/28	G	資料購入費	12	月刊自治研年間購読料		2,244	100%	2,244	株式会社自治労サービス	4~6月分
2025/4/28	G	資料購入費	12	振込手数料		37	100%	37	ゆうちょ銀行	
2025/5/26	G	資料購入費	21	新聞購読料		6,400	100%	6,400	朝日新聞サービスアンカーASA	5月分
2025/5/27	G	資料購入費	22	新聞購読料		4,204	100%	4,204	聖教新聞	5月分
2025/4/18	H	事務所費	4	事務所駐車場賃借料		111,000	90%	99,900	有限会社サムエンタープライズ	5月分
2025/4/18	H	事務所費	4	振込手数料		495	90%	445	京都銀行	
2025/5/15	H	事務所費	16	光熱費(低圧電力)		8,984	90%	8,085	関西電力	4月分
2025/5/15	H	事務所費	17	光熱費		6,261	90%	5,652	関西電力	4月分
2025/5/16	H	事務所費	19	事務所駐車場賃借料		11,100	90%	9,990	有限会社サムエンタープライズ	6月1日から6月3日分
2025/5/16	H	事務所費	19	振込手数料		49	90%	44	京都銀行	
2025/6/4	H	事務所費	26	光熱費(低圧電力)		8,314	90%	7,482	関西電力	5月分
2025/6/4	H	事務所費	27	光熱費		7,306	90%	6,577	関西電力	5月分
2025/4/4	I	事務費	1	プリンターインク		1,463	90%	1,316	EDION	
2025/4/23	I	事務費	5	水		73	90%	65	アルプラザ城陽	

政務活動費 会計帳簿

議員氏名:

酒井 常雄

R7 年度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	領収書 取得 番号	支払(収入)内容 (申請及び取書等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (償却前額)	支払先	備考
2025/4/24	I	事務費	6	レターバックプラス		600	90%	540	日本郵便株式会社	
2025/4/28	I	事務費	7	通信費(事務所電話)		7,180	90%	6,462	NTTファイナンス株式会社	4月分
2025/4/28	I	事務費	8	コピーチャージ代		6,393	90%	5,753	有限会社オフィスタケザワ	1/7~4/8
2025/4/30	I	事務費	14	タブレット端末使用料		9,860	50%	4,930	NTTファイナンス株式会社	4月分
2025/5/8	I	事務費	15	お茶		1,788	90%	1,609	サンディ	
2025/6/2	I	事務費	23	通信費(事務所電話)		7,436	90%	6,692	NTTファイナンス株式会社	5月分
2025/6/2	I	事務費	24	通信費(インターネット)		3,630	90%	3,267	NTTファイナンス株式会社	3/1~4/30
2025/6/2	I	事務費	25	タブレット端末使用料		9,804	50%	4,902	NTTファイナンス株式会社	5月分
2025/5/16	J	人件費	18	給与		115,900	90%	104,310		4月分
2025/5/16	J	人件費	18	振込手数料		275	90%	247		
2025/6/18	J	人件費	28	給与		108,394	90%	97,554		5月分
2025/6/18	J	人件費	28	給与		10,542	90%	9,487		6/1~6/30
2025/4/1				政務活動費	1,200,000			0		

区分	項目名
A	調査研究費
B	研修費
C	広報広報費
D	要請陳情等活動費
E	会議費
F	資料作成費
G	資料購入費
H	事務所費
I	事務費
J	人件費

支出件数	収入計 (A)	支出計 (B)	計上計 (C)
0件		0	0
0件		0	0
4件		1,200	1,200
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
7件		22,989	22,989
6件		153,531	138,175
10件		48,227	35,538
4件		235,111	211,598
33件	1,200,000	461,058	409,498
			(A)-(C) 790,502

第10号様式（第7条関係）

備 品 台 帳

会派・議員名

酒井 常雄

年度	品名／規格	取得価格 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)	取得 年月日	廃棄 年月日
R2	カラー複合機（東芝eスタジオ2515AC）	759,000	90%	683,100	R2. 3. 30	
R4	ノートパソコン（Inspiron14 5420）	105,105	90%	94,594	R4. 10. 3	
R7	ノートパソコン（Inspiron15 3535）	67,980	90%	61,182	R7. 2. 4	

注 1 取得価格が10万円以上の備品について、記載してください。

2 「年度」の欄には、充当した政務活動費が交付された年度を記載してください。

費報広聴広

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井常雄		整理番号	2・3	
費 目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・英検受験等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	会場費				
支 払 金 額	400	按分率	100%	計 上 額	400
按分率の考え方					
備 考	別添				
（領収書は、重ならないように貼付してください。）					

城陽市立コミュニティセンター 使用許可書兼使用料領収書

1/1頁

酒井 常雄 様
酒井 常雄 様令和07年04月11日
(2025年)

城陽市長 奥田敏晴

北部コミュニティセンターの使用を次のとおり許可します。

使用日付	行事名	使用施設名	使用時間	申請	使用料(円)
R07.04.26(土)	勉強会	学習室(2)	17:00~19:00	新規	200

小計	200
基本使用料	200
冷暖房費	0
使用料合計	200

領収印



城陽市立コミュニティセンター 使用変更許可書兼使用料領収書

1/1頁

酒井 常雄 様
酒井 常雄 様令和07年04月15日
(2025年)

城陽市長 奥田敏晴

北部コミュニティセンターの使用変更を次のとおり許可します。

使用日付	行事名	使用施設名	使用時間	申請	使用料(円)
R07.04.26(土)	活動報告会	学習室(1)	17:00~19:00	新規	200
R07.04.26(土)	活動報告会	学習室(2)	17:00~19:00		200

小計	400
基本使用料	400
冷暖房費	0
使用料合計	400
既納額	200
追徴額	200

領収印



活動報告書

No. 1
会派・議員名 酒井 常雄

費 目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費		
報告事項	活動報告会		
年 月 日	令和7年4月26日(土)		
場 所	北部コミュニティセンター 学習室1・2		
対 象 者	城陽市古川・久津川校区住民等		
目 的	・議会活動・府の取り組みについて報告 ・地域住民から府政への要望等を聴取し府政への提言等につなげる		
内 容	古川・久津川校区住民等12名参加の下、活動報告・地域固有の課題に対する質疑応答、意見交換を実施		
結果・成果等	空き家問題、川の浸水について市と情報共有し地域住民の安心へとつなげることができた 自治会・水道管問題について要望を聴取でき今後の政策等に活かしたい		
活動に要した支出	支出内容	計上額(円)	内 訳 等
	会場借上費	400円	基本使用料
	当該活動に関して政務活動費に計上した合計経費		400円
領収書整理番号	2・3		
備 考	案内状は手配り・ポスティング		

注 該当する政務活動費の費目の項目に○印を付けてください。



申込不要
入場無料
お気軽にお越しください

京都府議会議員

酒井つねお 活動報告会のご案内

平素より酒井常雄へのご支援をいただき誠にありがとうございます
酒井つねお活動報告会を下記の通り開催させていただきます
活動をお聞きいただき、皆様のお声をお聞かせいただければ幸いです

記

日時 4月26日(土)17:30～18:30

場所 北部コミュニティセンター学習室



お誘いあわせのうえ
気軽にお越し下さい
是非是非 お待ちしております

～お問い合わせ先～

酒井常雄事務所 TEL 0774-57-1700

城陽市寺田袋尻21-3 堀井ビル2F

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井 常雄		整理番号	13・20	
費 目	調査研究費・研修費 <u>広報広報費</u> 要請陳情等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	会場費				
支 払 金 額	800	按分率	100%	計 上 額	800
按分率の考え方					
備 考	別添				
（領収書は、重ならないように貼付してください。）					

城陽市立コミュニティセンター 使用許可書兼使用料領収書

1/1頁

令和07年04月30日
(2025年)

酒井 常雄 様

城陽市長 奥田敏晴

東部コミュニティセンターの使用を次のとおり許可します。

使用日付	行事名	使用施設名	使用時間	申請	使用料(円)
R07.05.17(土)	会議	集会室	16:00~18:00	新規	400
小計					400
基本使用料					400
冷暖房費					0
使用料合計					400

領収印



城陽市立コミュニティセンター 使用変更許可書兼使用料領収書

1/1頁

令和07年05月17日
(2025年)

酒井 常雄 様

城陽市長 奥田敏晴

東部コミュニティセンターの使用変更を次のとおり許可します。

使用日付	行事名	使用施設名	使用時間	申請	使用料(円)
R07.05.17(土)	会議	集会室	16:00~18:00	変更	400
		冷暖房	16:00~18:00		400
小計					800
基本使用料					400
冷暖房費					400
使用料合計					800
既納額					400
追徴額					400

領収印



活動報告書

No. 2

会派・議員名 酒井 常雄

費 目	調査研究費・研修費・ <u>聴取報告費</u> ・要請陳情等活動費・会議費		
報告事項	活動報告会		
年 月 日	令和7年5月17日(土)		
場 所	東部コミュニティセンター 集会室		
対 象 者	城陽市久世・寺田校区住民等		
目 的	・議会活動・府の取り組みについて報告 ・地域住民から府政への要望等を聴取し府政への提言等につなげる		
内 容	久世・寺田校区住民等19名参加の下、活動報告・地域固有の課題に対する質疑応答、意見交換を実施 (府営住宅・府道・水道管・人口減少・自治会・防災について等)		
結果・成果等	出席者から様々な意見、要望を聴取でき、今後の政策提案・議会質疑等に活かしていきたい 防災については自治会での取り組みの参考にしたいとのご意見もいただけた		
活動に要した支出	支出内容	計上額(円)	内 訳 等
	会場借上費	800円	基本使用料 冷暖房費
	当該活動に関して政務活動費に計上した合計経費		800円
領収書整理番号	13、20		
備 考	案内状は手配り・ポスティング		

注 該当する政務活動費の費目の項目に○印を付けてください。



申込不要
入場無料
お気軽にお越しください

京都府議会議員

酒井つねお 活動報告会のご案内

平素より酒井常雄へのご支援をいただき誠にありがとうございます
酒井つねお活動報告会を下記の通り開催させていただきます
活動をお聞きいただき、皆様のお声をお聞かせいただければ幸いです

記

日時 5月17日(土)16:30～17:30

場所 東部コミュニティセンター集会室



おしゃべり会です
気軽に(お子様も)皆さんで
ご参加下さい

～お問い合わせ先～

酒井常雄事務所 TEL 0774-57-1700

城陽市寺田袋尻21-3 堀井ビル2F

資料購入費

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井常雄		整理番号	9・10・11	
費目	調査研究費・寄附費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務費・人件費				
支払内容	新聞購読料				
支払金額	10,104	按分率	100%	計上額	10,104
按分率の考え方					
備考	4月分				

2025年04月分

ASA 領収証

No. [REDACTED]

城陽市寺田袋尻21-3
堀井ビル2F

酒井常雄事務所様 4/28日

品名	部数	金額
洛タイ新報※	1	1,500
合計		¥ 1,500

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

※は軽減税率対象品目 3%対象 ¥1,500(消費税 ¥111)

ASA

朝日新聞サービスセンターASA城陽

〒610-0121 城陽市寺田袋尻12-76

TEL: 0774-53-4433

FAX: 0774-55-2021

株式会社 HYARM 登録番号 T4130001062270



洛タイ新報

YC 領収書

区誌003 会費0010 お問合せNo [REDACTED]

お名前 酒井つねお事務所★様

寺田袋尻21-3

堀井ビル2F

7年 4月分

品名	部数	金額
1 読売朝刊 消費税込 ※	1	4,400
2		
3		
合計		4,400円

○左記の通り領収しました
0

※は軽減税率(10.0%対象)

0円消費税

0円消費税

0円消費税

0円消費税

0円消費税

(8.0%対象 4,400円消費税)

325円

レジット払い

取り扱っております

登録番号 T7810689479687

読売センター城陽

TEL 0774-52-4359

寺田東ノ口17-133

領収印

07-04-28 口座振替

4,204 DF, コトノリヨウ

聖教新聞 (公明新聞含む)

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井 常雄		整理番号	12	
費 目	調査研究費・研修費・広報広聴費・委員報酬等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務費・人件費				
支払内容	「月刊自治研」年間購読料 振込手数料				
支払金額	2,281	按分率	100%	計上額	2,281
按分率の考え方					
備 考	4月から6月分				

ご利用明細票

お取扱日	店 番	取扱番号	振込金額	振込受付票												
07-04-28			*8,976	*152												
取扱店	取扱口座	振込金額	振込受付票													
		*8,976														
<table border="1"> <tr> <td>001</td> <td>210</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> </table>					001	210	4	4	0	9	6	4	8	2	6	0
001	210	4														
4	0	9														
6	4	8														
2	6	0														
振込の証拠となるものを大切に保存して下さい。 料金には、消費税が含まれています。 (ゆうちょ銀行)																
入金額 *10,000 おつり *872																
現金支払い(QRコード)ご利用 現金支払い(QRコード)未実施中(6月月末まで)																

印刷途中に
付につき
税務署承認済

振込手数料
152 ÷ 12 × 3
= 37

610-0121

京都府城陽市寺田袋尻21-3
堀井ビル2F

2025/4/11

酒井 常雄 様

お客様番号: []

株式会社自治労サービス

自治労出版センター

[登録番号 T8010001116844]

〒102-0085 東京都千代田区六番町1

Tel 03-3263-2023 Fax 03-5213-5485



月刊「自治研」請求書

この度は、月刊「自治研」をご注文いただき、ありがとうございます。
 下記の通りご請求申し上げます。2025年5月30日までに支払い下さいますよう、お願いします。
 ご送金の際は、上記「お客様番号」をご依頼人名前欄にご記入下さい。
 なお、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

ご送金依頼額

¥8,976 (本体 8,160 円・消費税10% 816 円)

請求明細

課税号	単価	部数	消費税	金額(税込)
2025年4月	680	1	68	748
2025年5月	680	1	68	748
2025年6月	680	1	68	748
2025年7月	680	1	68	748
2025年8月	680	1	68	748
2025年9月	680	1	68	748
2025年10月	680	1	68	748
2025年11月	680	1	68	748
2025年12月	680	1	68	748
2026年1月	680	1	68	748
2026年2月	680	1	68	748
2026年3月	680	1	68	748
合計	8,160	消費税込	816	請求額計 8,976

お振込先① 中央労働金庫 市谷支店 普通 0696223 口座名: 自治労サービス
 お振込先② 郵便振替 00120-8-409643 口座名: 自治労サービス

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井常雄		整理番号	2/.22	
費目	調査研究費・研修費・広報広聴費・要請関係等活動費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務旅費・事務費・人件費				
支払内容	新聞購読料				
支払金額	10,604	按分率	100%	計上額	10,604
按分率の考え方					
備考	5月分				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

2/

ASA 領収証

2025年05月分
 城陽市寺田袋尻21-3
 堀井ビル2F
 酒井常雄事務所様 5A-260

No. XXXXXXXXXX

品名	部	金額
京都新聞セット※	1	4,900
洛タイ新報※	1	1,500
合 計		¥ 6,400

※は軽減税率対象品目

お知らせ
 毎度ご購読有難うございます。
 左記の通り領収致しました。
 8%対象 ¥6,400(消費税 ¥474)

ASA 朝日新聞サード・スポンサーASA城陽
 〒610-0121 城陽市寺田袋尻12-76
 TEL: 0774-53-4433 FAX: 0774-55-2021
 株式会社 HYARM 登録番号 T4130001062370

ASA
領収印

京都新聞・洛タイ新報

6 07-05-27 口座振替 4,204 DF, 376 2937 22

聖教新聞(公明新聞含む)

事務所費

議員名 酒井 常雄

① 政務活動の拠点		☐ 自宅 ☒ 自宅以外 ④⑤は自宅の場合記入不要	
② 所在地		住所：城陽市寺田袋尻2-1-3 堀井ビル2F 電話：0774-57-1700 延べ床面積 77 m ²	
③ 他用途との兼用		☒ 無 ☐ 有 ☐ 後援会の事務所 ☐ 政党支部の事務所 ☐ その他 ()	
④ 建物の所有区分		☐ 自己又は生計を一にする親族の所有 ☒ 賃借物件(賃貸借契約先 (有)サム・エンタープライズ 所有者 ☐ 生計を一にしない親族(議員との関係： ☐ 関連会社等(所在地： ☒ 上記以外の第三者 ☐ その他 ()	
⑤ 敷地の所有者		☐ 自己 ☐ 生計を一にする親族(議員との関係： ☐ 関連会社等 ☐ 生計を一にしない親族(議員との関係： ☒ 上記以外の第三者	
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	☒ 事務所の使用実態による場合(政務活動に要した使用領域(面積等)、使用時間等) ☐ 全体使用面積 m ² (X) 内、政務活動使用面積 m ² (Y) ☒ 全体使用時間 140時間 (X) 内、政務活動使用時間 126時間 (Y) (Y) / (X) = 126 / 140 ☐ その他 () ☐ 事務所の使用実態が明らかでない場合	
	人件費	☒ 職員の活動実態による場合(政務活動の業務に従事した時間、日数) ☒ 全体活動業務時間 100時間 (X) 内、政務活動業務時間 90時間 (Y) (Y) / (X) = 90 / 100 ☐ その他 () ☐ 職員の使用実態が明らかでない場合	
⑦ 事務所賃借料の計上		☐ 無 ☒ 有 按分率 9/10 (按分率の考え方：⑥と同率 選挙期間除く)	
⑧ 駐車場代の計上		☐ 無 ☒ 有 按分率 9/10 (按分率の考え方：⑥と同率 選挙期間除く)	
⑨ 光熱水費等の計上		☐ 無 ☒ 有 按分率 9/10 (按分率の考え方：⑥と同率 選挙期間除く)	

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方: ⑤と同率 選挙期間除く ※ただしタブレット・スマホは50%)
⑪ その他の事務費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方: ⑥と同率 ※ただし封筒作成代は50%)
⑫ 人件費の計上	☐ 無 ☒ 有 ☐ 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) ☐ 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:) ☒ 上記以外の第三者 1 人 按分率 9 / 10 (按分率の考え方: ⑥と同率) 計 1 人
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) ☐ 無 ☐ 有 ☐ 事務所賃借料 ☐ 固定電話等通信費 ☐ 駐車場代 ☐ その他の事務費 ☐ 光熱水費等 ☐ 人件費
⑭ 添付書類	(①を計上の場合) ■ 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) ■ 職員の雇用契約書の写し ■ 勤務実績表
⑮ 補足事項等	

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑤で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1 / 2 で按分

建物賃貸借更新契約書

(一般事業用)

契約締結日 令和 5年 4月 30日

契約始期 令和 5年 5月 1日

契約終期 令和 8年 4月 30日

貸主 (有) サム・エンタープライズ

借主 酒 井 常 雄

建物賃貸借更新契約書（一般事業用）

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名 称	堀井貸事務所		部屋番号または 家 屋 番 号	2 階 家屋番号：21番3		
	所 在 地	所在表示	城陽市寺田袋尻 21 番地 3、21 番地 4				
		登記表示	☒ 所在表示に同じ ☐ 住宅表示と異なる（ ）				
	種 類	事 務 所					
	構 造	鉄骨造陸屋根 5 階建					
賃 貸 借 部 分	床 面 積	専有面積 約 77 m ²	バルコニー 専用底	m ² m ²	新築時期	昭和 49 年 5 月	
	引渡状況	☐ 内装済 ☒ 内装、設備等は現状のまま					
賃 貸 借 部 分	設 備 等	便 所 専用 (水洗・非水洗)・共用 (水洗・非水洗)					
		浴 室	☒ ・有	電 気	無・ ☒ (メーカー： ☒ ・子・割当・)		
		シャワー	☒ ・有		(割当 円/月)		
		給湯設備	無・ ☒	ガ ス	無・ ☒ (都市ガス・プロパンガス)		
		ガスコンロ	無・ ☒		(メーカー：専・子・ ☒ 割当・)		
		冷暖房設備	無・ ☒		(割当 円/月)		
		天井	無・ ☒	上 水 道	水道本管より直結・受水槽・井戸水		
		内 壁	無・ ☒		(メーカー：専・子・ ☒ 割当・)		
		床	無・ ☒	下 水 道	(割当 円/月)		
					無・有 (公共下水道・浄化槽)		
※割当の場合、合計額を後記(3)③に記載。							
附属施設	駐 車 場	含む・含まない (円/月)					
	自転車置場	含む・含まない (円/月)					
	物 置	含む・含まない (円/月)					
	専 用 底	含む・含まない (円/月)					
		含む・含まない (円/月)					
		含む・含まない (円/月)					
※含まない場合、使用する使用料合計額を後記(3)④に記載。							

(2) 契約期間

始 期	令和 5 年 5 月 1 日から	3 年 間
終 期	令和 8 年 4 月 30 日まで	

(3) 賃料等

賃料・共益費、管理費及び敷金等		支払期限	支払方法		
賃料 (消費税含)	① 90,000 円	翌月分を 毎月末日まで	振込 又は 持参		
■ 水道費 □ ガス費 ■ ゴミ費	② 6,000 (消費税含) 円				
事務所備品使用料 (消費税含)	備品合計③ 3,000 円 施設合計④ 円				
①+②+③+④ (消費税含)		¥99,000 円	更新料 (消費税含)	賃料(新・旧)のヶ月分 または ¥20,000 円	
敷金	0 円	礼金	¥80,000 円	保証金	¥300,000 円
その他	損害保険料(借家人賠償責任担保特約保険)(実費 円)、 ゴミ廃棄代(有・無)/			保証金返還率	5年未満 50% 5年以上 70% 年未満 % 年未満 % 年以上 %
備考					

注 返還される敷金・保証金には消費税は課税されませんが、返還されない敷金・礼金・保証金には、別途消費税が課税されます。

(4) 貸主及び管理人

貸主 (社名・代表者)	住所 〒610-0121 城陽市寺田袋尻 21 番地 3 堀井ビル 4 F 氏名 (有) サム・エンタープライズ 電話 0774 ()
管理人 (社名・代表者)	住所 〒610-0121 城陽市寺田袋尻 21 番地 3 堀井ビル 4 F 氏名 (有) サム・エンタープライズ 電話 0774 ()

※ 貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の所有者	住所 〒 氏名 電話 () 貸主との関係
--------	--------------------------------

(5) 借主、使用目的及び業種等

借主の住所 及び氏名	住所 [REDACTED] 氏名 酒井 常雄 電話 ()
使用目的	事務所 業種 政治団体
緊急時の 連絡先	住所 〒 氏名 電話 () 借主との関係

建物賃貸借契約約款（一般事業用）

（契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとする。

2 甲及び乙は、契約期間が満了する1ヶ月前までに協議の上、本契約を更新することができる。

3 更新料は、頭書（3）に記載するとおりとする。

（使用目的）

第3条 乙は、頭書（5）に記載する目的以外に本物件を使用してはならない。

2 乙は、如何なる場合を問わず、本物件を住居として使用してはならない。

（賃料）

第4条 乙は、頭書（3）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、賃料等の振込みの場合の手数料は乙の負担とする。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、当該月の日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合

二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

（賃料以外の費用）

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な費用（以下この条において「維持管理費」という。）に充てるため、共益費または管理費を甲に支払うものとする。

2 前項の費用は、頭書（3）の記載に従い、甲に支払わなければならない。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費または管理費は、当該月の日割計算した額とする。

4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費または管理費が不相当となったときは、協議の上、改定することができる。

5 乙が設置した造作、設備に課せられる公租公課は乙の負担とする。

6 その他、頭書（1）及び（3）に記載する賃料に含まない附属施設使用料並びに本物件の設備使用料及び消耗品の取替え費用、町内会費等は乙の負担とする。

(敷金または保証金)

第6条 乙は甲に対し、本契約から生じる自己の債務の履行を担保するため、頭書(3)に記載する敷金または保証金を預託するものとする。ただし、敷金または保証金には利息を付さない。

2 乙は、本物件を明渡しまでの間、敷金または保証金をもって賃料、共益費及び管理費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しを受けたときから、1ヶ月以内に敷金または保証金を乙に返還しなければならない。ただし、返還率の定めがある保証金の場合には、頭書(3)に記載する返還率により返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金または返還される保証金から差し引くことができる。

5 前項の場合には、甲は、敷金または保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

6 乙は、敷金または保証金の返還請求権を第三者に譲渡、担保、質入れその他一切の処分をしてはならない。

(禁止または制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替えまたは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、規模の大小を問わず、本物件の原状を変更する際には、工事施工にかかる設計図面、仕様書を添えて、甲に変更の届出をし書面による承諾を得なければならない。また、工事内容の変更にあつては、改めて甲の書面による承諾を得なければならない。

4 乙は、乙または乙の依頼した施工業者等が、前記の工事により本物件、付帯設備及び共用設備に損害を与えた場合、一切の責任を負わなければならない。

5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

6 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

7 乙は、本物件の使用に当たり、別表第3に掲げる行為を行う場合には、甲に通知しなければならない。

(使用上の注意義務及び管理責任)

第8条 乙は、本物件を使用するに当たり、関係法令等を遵守し、善良な管理者の注意をもって管理を行う義務を負うものとし、危険若しくは近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。また、乙の責に帰すべき事由により、本物件に損害を与えたときは、乙は、遅滞なく自己の費用において復旧修理し、または、損害賠償の責に任じるものとする。

(修繕)

第9条 甲は、別表第4に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な本物件の躯体部分（柱・壁・床・天井・屋根）の修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失及び不適切な使用により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、事前にその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表第4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払い義務（2ヶ月分以上滞納）
- 二 第5条第2項及び第6項に規定する賃料以外の費用支払い義務（2ヶ月分以上滞納）
- 三 前条第1項後段に規定する費用負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- 一 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務
- 二 第7条に規定する義務
- 三 その他本契約書に規定する乙の義務

(中途解約の申入)

第11条 乙は、賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、甲に対して1ヶ月前に書面による申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

- 3 甲は、賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、6ヶ月前に乙に対して書面により申入れなければならない。

(暴力団等の排除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。

一 乙または乙の所属する団体の代表者、若しくは実質的に経営権を有するものが暴力団対策法にいう暴力団、過激な政治・社会活動団体等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。

二 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団等の威力を背景にするなどの反社会的な態度、言動によって他の入居者、近隣住民に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(明渡し)

第13条 乙は、本契約が終了する日までに（第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに）、本物件を明渡さなければならない。この場合において、乙は、本物件を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 乙は、明渡しに際して、明渡し料、立退き料、移転料、修理費、改装費及び改造費等その他名目の如何を問わず、甲に対して一切の金銭を請求してはならない。

4 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について、事前に協議するものとする。

5 乙は、本契約終了日までに本物件を明渡さない場合は、本契約終了日の翌日を起算日として、明渡し完了日までの賃料相当額の倍額を損害金とし、更に、発生した上下水道使用料及び光熱費等の諸費用を付加して甲に支払うものとする。

6 甲は、乙が本物件内に残した造作、備品その他の物品等は、乙がその所有権を放棄したものと見て、乙の費用で処分することができる。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、構造の保全その他、管理上特に必要があるときは、事前に乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 第10条及び第11条による本契約終了手続後において、本物件を賃借しようとする者、または、本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、事前に乙の承諾を得て本物件内に立入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、その他の緊急の必要がある場合においては、事前に乙の承諾を得ることなく本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

5 前項において、危険の恐れがあり、または、関係官庁に指導・指摘された場合は、乙は直ちに対応し改善しなければならない。

(責任がない場合)

第 15 条 甲は、火災、盗難、その他第三者の責に帰すべき事由によって生じた損害、乙の過失によって生じた損害、または、不可抗力による損害については一切の責任を負わない。

(契約の消滅)

第 16 条 天災地変、その他甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない事由によって、本物件が使用不可能あるいは滅失したときは、本契約は直ちに終了する。

2 前項の場合の敷金または保証金の返還については、第 6 条によるものとする。

(連帯保証人)

第 17 条 連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき、乙と連帯して履行の責めを負う。

2 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等その資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を立てなければならない。

(管轄裁判所)

第 18 条 本契約に関する紛争については、本物件の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 19 条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、民法その他の関係法令及び不動産取引の慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

特約条項

一、本物件は現状のまま使用のこと。

一、東側道路（都市計画拡幅道路決定 16m 昭和 56 年 3 月 24 日）

3・4・1 国道 24 号線（城陽・宇治線）が行政より拡幅実施指導されたとき、借主は異議なく三ヶ月以内に本物件を明け渡さなくてはならない。

一、冷暖房機器 2 台、故障の場合は借主において修理、取替えのこと。

一、本契約締結にあたり事務所備品使用明細写真は別紙の通り。

一、ボイラー室の一部、倉庫としての使用はかまいませんが盗難・火災等の場合、貸主は責任を負いません。また、貸主の都合により使用できなくなった時は異議なく倉庫内の動産等を 10 日以内に搬出し返還しなくてはならない。

一、事務所賃貸備品については、退出時に、物件状況を考慮し、処分等については、相談のうえ決定する。

以上。

別表第1（第7条第5項関係）

- 一 使用目的以外に使用すること。
- 二 銃砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること。
- 三 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。
- 四 排水管を腐食、または詰まらせる恐れのあるものを流すこと。
- 五 近隣に迷惑をかける音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
- 六 暴力団対策法にいう暴力団の事務所として使用すること。
- 七 暴力団対策法にいう暴力団の構成員等を出入りさせること。
- 八 その他公序良俗に反する行為。

別表第2（第7条第6項関係）

- 一 増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置。
- 二 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
- 三 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
- 四 犬、猫等の動物を飼育すること。ただし、鑑賞用の小鳥、魚等であつて明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動物は除く。
- 五 連帯保証人の変更。
- 六 入口（玄関）の鍵の取り替え。

別表第3（第7条第7項関係）

- 一 1ヶ月以上継続して本物件を留守にすること。
- 二 営業時間及び休業日の設置及び変更すること。
- 三 商号・代表者・責任者を変更するとき。
- 四 連帯保証人の住所、氏名に変更があるとき。

別表第4（第9条関係）

- 一 鍵・ガラス戸・網戸・金具・吊金具の修理、取り替え。
- 二 コンセント・ソケット・コード・ヒューズ、電球類等の修理、取り替え。
- 三 呼鈴・インターホン等の修理。
- 四 流し台・洗面所・トイレの排水の詰まり及びそれらの付属品の修理、取り替え。
- 五 水道・排水関係の器具、付属品の修理、取り替え。
- 六 （乙が設置した場合の）エアコン・換気扇・湯沸かし器・給湯器・浴槽の修理。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について以上のとおり質貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、署名または記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 5年 月 日

貸主（甲）住所 京都府城陽市寺田袋尻21番地3 堀井ビル4F
氏名 有限会社 サム・エンタープライズ
代表取締役 辻中志緒美

借主（乙）住所

氏名 酒井 常雄 電話 ()

連帯保証人 住所

氏名 印
[借主との関係] 電話 ()

連帯保証人 住所

氏名 印
[借主との関係] 電話 ()

媒介業者

平成23年4月27日

ガレージ使用契約書

第二条の規定により

令和8年4月30日まで

有効

酒井常雄

借主 酒井 常雄 様

貸主(有) サム・エンタープライズ 様

駐車場使用契約書

(有)サム・エンタープライズ (以下甲という) と 酒 井 常 雄 (以下乙という)
とはつぎの駐車場 (以下本駐車場という) の使用について以下のとおり契約を締結する。

所在地 [] 駐車場: []

第1条 甲は、乙の所有若しくは使用する下記自動車の駐車場使用を承諾する。

車両名 [] 車両番号 []

第2条 本契約の期間は、平成23年 月 日から平成24年 月 日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも書面による異議申し出のない場合は更に1年間更新されるものとし以降も同様とする。

第3条 1. 本契約による駐車料金は、月額金 12,000 円也 (消費税を含む) とし、乙は毎月末日迄にその翌月分を振込により支払う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

振込先 []

普通預金 No. [] 口座名義 []

本契約が月の途中で開始された時は開始月の駐車料金は1ヶ月を30日とする日割計算とし、本契約が月の途中で終了した時は日割計算せず終了月分全額を支払う。

2. 乙は本契約締結時に保証金として金 [] 円也を甲に支払う。
保証金は無利息とし、本契約終了時に乙に返還される。但し、乙の債務不履行のとき、甲は保証金をもって弁済に充当することができる。

第4条 乙は、「自動車保管場所使用承諾証明書」を別途必要とする場合は、その発行費用として金 5,000 円也 (消費税を含む) を甲に支払う。

第5条 甲または乙が、契約期間中に本契約を解約しようとする場合は、1ヶ月前にそれぞれ相手方に対しその旨を書面により予告しなければならない。但し、乙は予告に代え1ヶ月分の駐車料金相当額を甲に支払い本契約を即時解約することができる。

第6条 乙は、本駐車場を契約車両の駐車以外の目的に使用することはできない。甲が本駐車場内における乙の車両の駐車場所の変更を指示したときは、乙はこれに従う。

第7条 乙は、この駐車場使用契約上の権利を他人に譲渡、転貸等他人に使用させることはできない。

第8条 甲は、乙が第3条による支払義務の履行を怠ったとき、または本契約の条項に違反したときは即時本契約を解除することができる。

第9条 乙は、本契約車両以外の車を駐車することはできない。乙が、第1条記載の車両を変更しようとするときは甲の承認を受けなければならない。

第10条 甲は、駐車場内にて発生した事故（人損、物損その他）及び積載されている物件の天災、火災、盗難、損傷および滅失等その他一切の損害について甲の故意または重大な過失によらない限りその責を負わない。

第11条 乙または乙の関係者（使用人、運転手、同乗者等）の故意または過失により本駐車場または、その付帯設備並びに他の車両等に損害を与えたとき乙はすみやかにこれを賠償しなければならない。

第12条 乙は、本駐車場に如何なる場合にも危険物を持ち込むことはできない。

第13条 乙は、本契約の期間が満了、解約その他本契約が終了したときは直ちにその車両を他へ搬出しなければならない。本契約終了後、乙がなおその車両その他の物件を残置するとき甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何等意義なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については乙の負担とする。

第14条 将来、公租公課の増額、物価の高騰あるいは駐車場設備の変更等の場合は契約期間中といえども甲は第3条の駐車料金を改定することができる。

第15条 本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議するものとする。
（特約事項）

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成23年 〇月 〇日

(甲)

住 所

京都府城陽市寺田袋尻21番地3 堀井ビル4F

氏 名

有限会社 サム・エンタープライズ

TEL

代表取締役 辻中志緒美

TEL 0774-54-7282 FAX 0774-54-7282

(乙)

住 所

氏 名

TEL

辻中志緒美

(仲介)

住 所

氏 名

TEL

京都府城陽市枇杷庄大堀 128 番 29

日 南 住 宅 橋 津 利 明

0774 (53) 8500

振込先変更届

より12月分から

有限会社 サム・エンタープライズ
代表取締役 辻中志緒美に
変更お願い致します。

R5.12月分～

京都府城陽市寺田炭原21番地3 振井ビル4F
有限会社 サム・エンタープライズ
代表取締役 辻中志緒美

店番 750

南都銀行 (株) 0226477
城陽支店

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井 常雄		整理番号	16.17	
費 目	調査研究費・研修費・広報広聴費・資料費等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 電料費 ・事務費・人件費				
支払内容	光熱費				
支払金額	15,265	按分率	90%	計上額	13,737
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	4月分				

(領収書) **電気料金振込受領証(兼請求書)** 

いつもご利用いただきありがとうございます。

お名前		酒井 常雄 様		7 年 4 月分
お支払日	目録(所) 番 号	ご請求金額		8,984 円
ご使用期間	3月24日～ 4月20日	電気料金内訳(円)		816 円
契約	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所	
51	84	-	岐阜市寺田栄風21-3 櫻井ビル2F	
燃料費調整額		+78.96 円		
再エネ促進調整額		293 円		

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 **5月21日** 最終支払期限日 **5月21日**

本票は、6月2日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

京都料金センター 電話番号 **0800-777-8810** (お客さま控え)

※領収証人  領収印

16

低圧電力

(請求書) **電気料金振込受領証(兼請求書)** 

酒井 常雄 様

お支払人	酒井 常雄 様	お支払金額	6,281 円	消費税等相当額(再掲)	571 円
年 月 分	7-4	ご使用期間	3月24日～ 4月20日	電気料金内訳(円)	-
契約	契約	ご使用量(kWh)	205	燃料費調整額	-
41	1				
燃料費調整額		+565.80 円		330 円	
再エネ促進調整額		715 円		燃料費等相当額	
ご使用場所: 岐阜市 寺田栄風 21-3 櫻井ビル2F					

ご契約メニュー: e おとくプラン

スマートフォンのアプリ・コンビニエンスストアでお支払いの際はご請求金額に加えて各社指定の支払手数料が必要です。

お支払期限日 **5月21日** 最終支払期限日 **5月21日**

本票は、6月1日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

京都料金センター 電話番号 **0800-777-8810** (お客さま控え)

※領収証人  領収印

17

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井 常雄	整理番号	19		
費 目	調査研究費・研修費・広報広聴費・要請接待等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 <u>事務所費</u> 事務費・人件費				
支 払 内 容	事務所駐車場賃借料 振込手数料				
支 払 金 額	11,149	按分率	90%	計 上 額	10,034
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	6/1～6/3分				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

事務所駐車場 $111,000 \times 3/30 \times 90\% = 9,990$
振込手数料 $495 \times 3/30 \times 90\% = 44$

現金自動預金支払機			
ご利用明細書			
●本日はご利用いただきありがとうございます●			
お取扱日	時 刻	お取扱店番・ご利用内容	
070518	1723	お振込	
お取扱銀行	お取扱店番	お取扱科目	口座番号
振込通番	振込手数料	金 額	
	¥495	¥111000	
メッセージコード	残 高		
南都銀行 城陽支店 普通 0226477 1) 74,109-7*ライズ* 様			
ライズ* 様			
(お知らせ欄)			
お つ り			

事 務 費

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井 常雄	整理番号	/
費 目	調査研究費・研修費・広報広聴費・要請陳情等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費		
支 払 内 容	プリンターインク		
支 払 金 額	1,463	按分率	90%
		計 上 額	1,316
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり		
備 考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

EDON

領収書兼お買上明細

酒井常雄 様

■お客様へご案内
お客様の都合による商品の交換
及び返品はお買上げ2週間以内
レシート持参で未開封の商品のみ
承りさせて頂きます。

発行日 2025年04月04日(金) 13:54

店: 11879 アルプラザ城南店

登録番号: T3240001041231

電話 0774-57-1610

レジ担当者:

販売担当者:

No. [REDACTED] POS: 302

取引種別: 持帰

プリンタ消耗品

エコリカ

ECI-EMUG-B

4562451404425 1 ¥1,463

(値引きクーポン利用 ¥77)

クーポン

ご利用

おトクなポイントサービス

2800052011416 1

合計金額 ¥1,463

(10%対象 ¥1,463)

(10%対象消費税 ¥133)

現金領収額 ¥1,463

お預り ¥1,500

お釣り ¥37

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井 常雄	整理番号	5.6
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・奨励費等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 雑費 ・人件費		
支払内容	レターパックプラス 水		
支払金額	673	按分率	90%
		計上額	605
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり		
備 考			

(領収書)

5


アル・プラザ
AL PLAZA

城陽

TEL:0774-56-2600

登録番号 T3160001008726

領 収 証

お買い上げありがとうございました
2025年04月23日(水)16:33 レ*0035

買No 35セルフレジ

*くらしモア 四万十天 ¥68

小計 ¥68

軽減 8%対象額 ¥73

(内消費税等) ¥5

合計 ¥73

HOPマネー ¥73

お買上点数 1点

----- HOPマネー情報 -----

カートNo. [REDACTED]

センター取引番号 [REDACTED]

伝票番号 [REDACTED]

H*リュ*カート*端末ID [REDACTED]

取引前残高: [REDACTED]

HOPマネー: [REDACTED]

取引後残高: [REDACTED]

先頭「#」は軽減税率対象商品です

----- HOPポイント情報 -----

累計ポイント [REDACTED] 点

*有効期限は、最後のポイント加算
から3年間です。

カートNo. [REDACTED]



レシートNo8205

店No00048

領収書

酒井常雄 様

6

[販売]
レターパックプラス(600円)
600円 1枚 ¥600

小計 ¥600

課税計(10%) ¥0

(内消費税等(10%)) ¥0

非課税計 ¥600

△計 ¥600

合計 ¥600

お預り金額 ¥600

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 4月24日 17:37
発行No. [REDACTED] 端N91箱20
連絡先: 城陽郵便局
TEL:0570-943-716

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井 常雄		整理番号	7.8	
費 目	調査研究費・研修費・広報広聴費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務旅費(事務費)人件費				
支払内容	通信費 コピーチャージ代				
支払金額	13,573	按分率	90%	計上額	12,215
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					

(領収書)
7

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
酒井 常雄 様

お客様番号

2025年 4月に請求分

金額(円)

¥7,180-

受取人

NITファイナンス株式会社

お問合せ先(無料)

0800-3335550

領 収 印

25.4.28

現金印税貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

(事務所電話)

うに貼付
8

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
07-04-28		
取扱店		
払込口座		
払込金額	*6,393	料金 *0
振替受付票		
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*10,000	
おつり	*3,607	
税公金支払い(QRコード)ご利用 キャンペーン実施中(6月末まで)		

印紙税申告納
付につき趣向
税務署承認済

Nº

納品書

酒井常雄事務所様

令和 7年 4月 28日

下記のとおりに納品致します

事務機器・事務用品・印刷
和洋紙・文具
株式会社 信和ケザワ
京都市上区船場 570番地の1
TEL(075)463-1111
FAX(075)463-1118

品名	数量	単価	金額	備 考
東芝コピーチャージ(東芝用) 2611AC				
フロッピーディスク	197枚	2.40	4,728	
フルカラープリント	240枚	18	4,320	
納 税 率 10%				
登録番号 T5-1300-0201-8163				
持 参	店 渡	発 送	係	配 帳
合計金額			6,528	

毎々格別のお引立て心から感謝申し上げます。

M20021221002 07414 07399 00 1

2025 年 4 月ご請求分

-42-

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井 常雄		整理番号	14	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費 <u>事務費</u> ・人件費				
支 払 内 容	タブレット・スマホ使用料				
支 払 金 額	9,860	按分率	50%	計 上 額	4,930
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	4月分				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

タブレット 2005円
 スマホ 7855円
9860円

07-04-30 電話 18,603 トコモ ケイタイ

口座振替のご案内(ドコモご利用分)

610-0121
堺市東区久保2-165

口座振替内訳

酒井 常雄 様

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

6T1E9J

発行年月日 2025年 4月13日発行
発行会社 株式会社NTTファイナンス(株)
東京港区港南1-2-70
印刷会社 01-20-800-0000 ドコモ
【請求先】
〒535 大阪市東区森ノ宮1-6
〒0245 1-1-1 NTTの宮ビル
社用コード 6T1E9J-2627K-0004560(24)
<00000> 00002

Webでの振替はこちら

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 4 ページ)

お客様番号 (BILLING NUMBER) 振替番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
	2025年 4月ご請求分	18,603円	2025年 4月 30日(水)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----
適格請求書発行事業者名:NTTファイナンス株式会社
(登録番号:T8010401005011)

10%対象請求額(税込)	18,273円
うち消費税等	1,661円
非対象等請求額	330円
ご請求額合計	18,603円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、
「ご請求内訳」をご確認ください。

【NTTドコモからのお知らせ】-----
*** 電話番号毎のご利用金額(税込) ***

	2,005円
	8,384円
	8,214円

振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that day, interest on any unpaid balance may be charged.NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収書 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2025年 4月13日発行)

お客様番号 (BILLING NUMBER) 振替番号 (CUSTOMER NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
酒井 常雄 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2025年 3月ご請求分	
2025年 3月 31日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	18,616円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告
付につき
税務署承認済NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 4月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳

（档案编号）

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合併請求額の請求内訳】		詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料等 (計)	11,650	基本使用料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,911	5G・SMS通話料	合 算
	1,700	音楽ダウンロード料	合 算
	152	国内通話料 (ドコモ光電話)	合 算
	40	国際通話料 (ドコモ光電話)	合 算
	0	当月無料通話通話額 (ドコモ光電話)	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	3,382	付加機能使用料等	合 算
	330	テレビ視聴サービス利用料	非 算
	200	請求書発行手数料	合 算
	8	インターネットサービス料	合 算
	4	電話リレーサービス料	合 算
◇消費税等相当額 (計)	1,660	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計	18,603	合計 (3回線請求分)	合 算
◇基本使用料等 (計)	1,000	基本使用料	合 算
()	700	(内訳) データプラス2	合 算
()	300	(内訳) フォトカード利用料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	823	あんしんセキュリティサービス利用料	合 算
	600	ケータイ補償 iPhone&iPad600	合 算
	400	あんしん遠隔サポートサービス利用料	合 算
	380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	2	ホームページ制作サービス料/基本	合 算
	1	電話リレーサービス料/基本	合 算
◇消費税等相当額 (計)	182	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計	2,005	合計	合 算
		※NITドコモからの材料は、 ○継続利用期間は、3月末で ○ポイントのお知らせ 3月ご利用分に対する獲得ポイントは、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ご利用期間 (3/1~3/31)	10年8か月となりました。 0ptです。 1,823円です。

NTTドコモからのお知らせ

※各種お申込み・お手続き、ご契約内容の閲覧などは、インターネットからお願いします。

【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから

「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

④取扱分売店数のうち、株式会社代官行は、N.T.T.ファイナンスへ請求事務を委託しています。

※※※※※がーさんサービス料について※※※※※

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NＴＴ東日本の加入組電話）の提供を確保するために必要な費用の一部を適正な利用者全体で電話普及数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2025年 4月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
1		1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります
1		1	電話リレーサービス料/基本 (追加番号)	1番号あたり1円のご請求となります
○消費税等相当額 (計)	716	716	消費税等相当額 (計)	計算表示の科目合計×10%
○合計	8,214	8,214	合計	
<NTTドコモからのお知らせ>				
○継続利用期間が3月末で				
○ドコモ光/戸建のご契約期間は3月末で				
○本サービス利用期間が				
3月ご利用分に対する獲得ポイントは、				
ポイントの消費の発生によるご利用料額は、				
※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。				

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井 常雄	整理番号	15
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費		
支 払 内 容	お茶		
支 払 金 額	1,788	按分率	90% 計 上 額 1,609
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり		
備 考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

サンディ 領収書
 城陽店
 ☎:0774-54-7563

登録番号 T5-1200-0105-5464

店No: [REDACTED] L/No:000003
 2025年 5月 8日(木曜日) 12時55分
 000000103会計機 000000103会計機
 L/No: [REDACTED]

お会計券 #000013 R2087 12:55
 000000031 かつき

外8 関西ほうじケース ¥1,658

小計 ¥1,658
 外税額 88 ¥132
 売上点数 1点

合計 ¥1,788
 (税率 8%対象額 ¥1,788)
 (内消費税等 8% ¥132)

お預り ¥5,000
 (内消費税等 ¥132)

お釣り ¥3,212

[REDACTED]

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井 常雄	整理番号	23. 24		
費 目	調査研究費・研修費・広報広聴費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)人件費				
支 払 内 容	通 信 費				
支 払 金 額	11,066	按分率	90%	計 上 額	9,959
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

23 電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
酒井 常雄 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年 5月ご請求分

金額(円)
¥7,436-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
25.6.02

記入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

(事務所電話)

24 電話料金等払込受領証

コムご利用分

ご請求先氏名
酒井 常雄 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年 5月ご請求分

金額(円)
¥3,630-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3332000

領 収 日 附 印
25.6.02

記入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

(インターネット)

M20021221002 14905 14840 00 J

(3 / 3 ページ)

請求内訳 (お客様番号)

訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
ご利用期間 (3/1~3/31)			
OCN インターネット			
◇NTTコミュニケーションズご利用分			
1,705	1,200	光 (フレッツ) 基本料 3月 1日~ 3月31日ファミリー ・スーパーハイスピードタイプ準	合 算
	200	ケーブルテレビサービス利用料 3月 1日~ 3月31日	合 算
	200	迷惑メールブロックサービス利用料 3月 1日~ 3月31日	合 算
	50	安心セレクトパック割引 複数オプションサービス利用による割引	合 算
	155	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTTコミュニケーションズ分 (小計)			
1,705	1,705	(小計)	
ご利用期間 (4/1~4/30)			
OCN インターネット			
◇NTTコミュニケーションズご利用分			
1,925	1,200	光 (フレッツ) 基本料 4月 1日~ 4月30日ファミリー ・スーパーハイスピードタイプ準	合 算
	200	ケーブルテレビサービス利用料 4月 1日~ 4月30日	合 算
	200	迷惑メールブロックサービス利用料 4月 1日~ 4月30日	合 算
	50	安心セレクトパック割引 複数オプションサービス利用による割引	合 算
	200	発行手数料 (OCN)	合 算
	175	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTTコミュニケーションズ分 (小計)			
1,925	1,925	(小計)	
◇合計			
3,630	3,630	合計	

NTTコミュニケーションズからのお知らせ

フリーダイヤル 営業時間 10:00~19:00
サービスのお申込・お問い合わせ 0120-506506 ※日曜日・祝日・年末年始を除く
<http://www.ntt.com>

弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東日本の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業協会から1冊おあたりの費用 (番号検索) が公表されています。

R20021321002 01666 01666 00 T

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井 常雄	整理番号	25		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・政策提議等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・事務所費（事務費）人件費				
支 払 内 容	タブレット・スマホ使用料				
支 払 金 額	9,804	按分率	50%	計 上 額	4,902
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	5月分				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

タブレット	2005円
スマホ	7799円
	<u>9804円</u>

7 07-06-02 電話	18,635	トヨタ ケイアイ
---------------	--------	----------

口座振替のご案内(ドコモご利用分)

610-0121
城陽市寺田市ノ久保2-165

酒井 常雄 様

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 5月15日発行
 発行会社 池田：NTTファイナンス(株)
 東京都港区港南1-2-70
 お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
 [送付先]
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70
 111 NTCの宮ビル
 住用コード 6T1-E10-J-00-000-000390-60(24)
 <000000> 00002

Web/QRコードの読み合わせ



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 4 ページ)

請求書番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
	2025年 5月ご請求分	18,603円	2025年 6月 2日(月)

お知らせ

前月ご請求金額 18,603円(税込)

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----
 適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社
 (登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額(税込) 18,305円
 うち消費税等 1,664円
 非対象等請求額 330円
 ご請求額合計 18,603円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、
 「ご請求内訳」をご確認ください。

ポイントのお知らせ

dポイントをより便利にご利用いただけるように、2025年7月(予定)より
 dポイントクラブサイトで「dポイントを送る」機能の提供を開始いたします。
 それに伴い、「ポイント共有グループ」の提供を終了いたします。
 詳しくはdポイントクラブサイトにてご確認ください。

【NTTドコモからのお知らせ】-----

*** 電話番号毎のご利用金額(税込) ***

2,005円
 8,328円
 8,302円

*** ドコモからのお知らせ ***

お知らせは次ページに続きます。

※振替日に振替が出来なかった場合は遅延利息を加算させていただきます場合があります。
 If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、
 ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
 なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証(ドコモご利用分)

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2025年 5月15日発行)

お客様番号
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

酒井 常雄 様

2025年 4月ご請求分

2025年 4月 30日振替

領収金額(AMOUNT RECEIVED) 18,603円

金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	***
口座番号 (ACCOUNT)	***

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2025年 5月ご請求分

お 知 ら せ

2025年7月請求分より、請求書等発行手数料を改定します。また同月請求分より、X1、ワイドスターII、ワイドスターIIIご契約者のeビリング割引（月々の請求書等をWebにてご確認くださいことにより、請求金額から1回線あたり20円を割引）を終了します。詳しくはドコモHPをご確認ください。

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【全額請求額の請求内訳】			
詳細は電話番号毎の内訳をご覧ください。			
◇基本使用料等(計)	11,650	基本使用料	合 算
◇通話料・通話料(計)	1,940	8G・SMS通話料	合 算
	1,700	音声オプション使用料	合 算
	192	国内通話料(ドコモ光電話)	合 算
	0	地域通話料(ドコモ光電話)	合 算
	0	当月無料通話適用額(ドコモ光電話)	合 算
◇その他ご利用料金等(計)	3,382	付加機能使用料等	合 算
	2,840	テレビ視聴サービス利用料	合 算
	330	請求書発行手数料	合 算
	200	ユニバーサルサービス料	合 算
	8	電話リレーサービス料	合 算
	4		合 算
◇消費税等相当額(計)	1,663	消費税等相当額(合計)	合 算
◇合計	18,635	合計	合 算
(3回線請求分)			
<電話番号毎の請求内訳>			
◇基本使用料等(計)	1,000	ご利用期間(4/1~4/30)	合 算
	(700)	データプラス2	合 算
	(300)	(内訳) データプラス2	合 算
◇その他ご利用料金等(計)	823	(内訳) 3dモード利用料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	600	ケータイ補償iPhone&iPad600	合 算
	400	あんしん通話サービス利用料	合 算
	-380	あんしんバックアップ割引	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
	1	電話リレーサービス料/基本	合 算
◇消費税等相当額(計)	182	消費税等相当額(合計)	合 算
◇合計	2,005	合計	合 算
<NTTドコモからのお知らせ>			

NTTドコモからのお知らせ

①各種お申し込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからお申し込みします。

【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

②弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NTT東西の加入回線等）の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2025年 5月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
			○継続利用期間は、4月末で 10年9か月となりました。 ○ポイントの当座残高は、 0ptです。 4月ご利用分に対する獲得ポイントは、 1,823ptです。 (ポイント満額の対象になるご利用金額は、 1,823円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
○基本利用料等 (計)	4,150	5,150	ご利用期間 (4/1~4/30)	
		5,150	5Gギガライト	合 算
		-1,000	(内訳) 5Gギガライト	
		300	(内訳) みんなドコモ割	
		0	(内訳) 5Gギガライト利用料	
		-1,000	(参考) 高速通信ご利用データ量は 5.3G	
○通話料・通話料 (計)	1,748	48	ドコモ光サービス割	合 算
		1,700	5G・SMS通話料	合 算
○その他利用料金等 (計)	-1,673	400	かけ放題オプション定額料	合 算
		300	my d-connection利用料	合 算
		400	クラウド容量オプション利用料 (50GB)	合 算
		-380	いちおしバックアップ料	合 算
		200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
		750	あんしんあんしん通話 (750円コース)	合 算
		400	あんしん盗難サポート利用料	合 算
		-380	あんしんあんしんバックアップ	合 算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
		-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
		200	請求書発行手数料	合 算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
		1	電話リレーサービス料/基本	合 算
○消費税等相当額 (計)	757	757	5月請求分	合 算
			1番号あたり2円のご請求となります	合 算
			1番号あたり1円のご請求となります	合 算
○合計	8,328	8,328	合算表示の料金合計×10%	合 算
			7799/	
			＜NTTドコモからのお知らせ＞	
			○継続利用期間は、4月末で 29年11か月となりました。	
			○ポイントの当座残高は、 0ptです。	
			4月ご利用分に対する獲得ポイントは、 7,571ptです。	
			(ポイント満額の対象になるご利用金額は、 7,571円です。)	
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号 (2025年4月30日現在)	
			[REDACTED]	
○基本利用料等 (計)	6,500	5,000	ご利用期間 (4/1~4/30)	
		1,500	戸建・単独タイプ/西	合 算
○通話料・通話料 (計)	192	192	ドコモ光電話サービス割	合 算
		0	480円の通話料を含みます。	
			電話番号: [REDACTED]	
			国内通話料	合 算
			2月ご利用分からの繰越額は480円	合 算

お客様電話番号等
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2025年 5月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
○その他ご利用料金等 (計)	0	(参考) 翌月ご請求分への光電話くりこし送料通話分は 480円です。	合 算
886	450	ドコモ光アレジオプション伝送サービス利用料	合 算
830	830	テレビ視聴サービス利用料	合 算
100	100	追加番号	合 算
2	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
2	2	ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号)	合 算
1	1	電話リレーサービス料/基本	合 算
1	1	電話リレーサービス料/基本 (追加番号)	合 算
○消費税等相当額 (計)	724	消費税等相当額 (合計)	合 算
724	724	合算表示の料金合計×10%	合 算
○合計	8,302	合計	合 算
8,302	8,302		合 算
		<N1Jドコモ光のお知らせ>	
		○継続利用期間は、4月末で	7年3か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は4月末で	1年3か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		4月ご利用分に対する数値還元率は、0%です。	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、7,248円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWと目をご確認ください。	

人 件 費

雇 用 契 約 書

あ り が な 氏 名			生 年 月 日	
現 住 所				
下 記 の 条 件 で 契 約 し ま す				
雇 用 期 間	2025年 4月 1日から		2026年 3月 31日まで	
就 業 場 所	酒井常雄事務所 城陽市寺田袋尻21-3 堀井ビル2階			
仕 事 内 容	政務活動補助 書類作成 電話対応等			
就 業 時 間 (休憩時間)	午前 10時00分から 午後 4時00分まで ※ただし、業務の都合上就業時間を超えたり変更することがある 1h			
休 日	土・日・祝・年末年始・夏季休暇を基本とする			
給 与 (賃 金)	時給 1060円			
給 与 支 払	振込			
給 与 振 込 先				
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。				
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。				
		2025年 3月 31日		
雇 用 者	酒 井 常 雄			
被雇用者				

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井 常雄		整理番号	18	
費 目	調査研究費・研修費・広報広聴費・更迭調整等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費 (人件費)				
支払内容	給与 振込手数料				
支払金額	116,175	按分率	90%	計上額	104,557
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	4 月 分				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

現金自動預金支払機			
ご利用明細書			
●本日はご利用いただきありがとうございます●			
お取扱日	時 刻	お取扱店番・ご利用内容	
070816	1727	お振込	
お取引銀行	お取引口座	お取引番号	科目・口座番号
振込通番	振込手数料	金 額	
	¥275	¥115,900	
メッセージコード	残 高		
お振込先	サカイ リネオ 様		
ご依頼人			
ご 意 見	(お知らせ欄)		
お 受 取	お つ り		
所			

07-05-16 B A サカイ リネオ

*115,900

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2025 年(西暦) 4 月分		氏 名		議員との関係		☐ 後援(○生計同一 □その他) ☐ 関係会社等の役員・社員 ☒ 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時刻	終了時刻	勤務時間
1	火	10:00	16:00	1:00	5:00			
2	水	10:00	16:00	1:00	5:00			
3	木	10:00	16:00	1:00	5:00			
4	金	10:00	16:00	1:00	5:00			
5	土							
6	日							
7	月	10:00	16:30	1:00	5:30			
8	火	10:00	16:00	1:00	5:00			
9	水	10:00	16:00	1:00	5:00			
10	木	10:00	16:30	1:00	5:30			
11	金	10:00	16:00	1:00	5:00			
12	土							
13	日							
14	月	10:00	16:30	1:00	5:30			
15	火	10:00	16:30	1:00	5:30			
16	水	10:00	16:30	1:00	5:30			
17	木	10:00	16:30	1:00	5:30			
18	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
19	土							
20	日							
21	月	10:00	16:30	1:00	5:30			
22	火	10:00	16:00	1:00	5:00			
23	水	10:00	16:00	1:00	5:00			
24	木	10:00	16:00	1:00	5:00			
25	金	10:00	16:00	1:00	5:00			
26	土							
27	日							
28	月	10:00	16:00	1:00	5:00			
29	火							
30	水	10:00	17:00	1:00	6:00			
計		21 日間勤務 (D)		(A)	111:30	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 酒井 常雄								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [111.50 時間] × [単価 1,060 円] = 118,190 円 (B)								
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [21 日] × [単価 円] = 0 円 (E)								
③' " 月額の場合								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 118,190 円 (F)								
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) - [2,290 円(G)(所得税・住民税・保険料等本人負担額) = 115,900 円 (H)								
金 115,900 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 R7 年 5 月 16 日 氏 名				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額(H) [115,900 円] × [按分率 90 %] = 104,310 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [1,477 円] × [按分率 90 %] = 1,329 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [2,290 円] × [按分率 90 %] = 2,061 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 107,700 円								

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	酒井 常雄	整理番号	28
費 目	調査研究費・研修費・広報広聴費・要請関係等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務旅費・事務費 人件費		
支 払 内 容	給与		
支 払 金 額	118,936	按分率	90% 計 上 額 107,041
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり		
備 考	5月分・6月1日から6月3日分		

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

5月分 108,394円
6/1～6/3分 10,542円

合 計 118,936円

現金自動預金支払機			
ご利用明細書			
●本日付 にご利用いただきありがとうございます●			
お取扱い	時刻	お取扱店舗・ご利用内容	
0706181317		お振込	
お振込行	お振込口座	お振込科目	口座番号
振込通書	振込手数料	金 額	
	¥0	¥118,936	
メッセージコード	残 高		
お 振 込 先			
サカイ ツネオ 様			
ご 留 意		(お知らせ欄)	
		お つ り	

07-06-18 B A サカイ ツネオ

*118,936

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2025 年(西暦) 5 月分		氏 名		議員との 関 係		☐ 親族(口生計同一 口その他) ☐ 関連会社等の役員・社員 ☒ 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	木	10:00	16:00	1:00	5:00			
2	金	10:00	16:00	1:00	5:00			
3	土							
4	日							
5	月							
6	火							
7	水	10:00	16:00	1:00	5:00			
8	木	10:00	17:00	1:00	6:00			
9	金	10:00	16:00	1:00	5:00			
10	土							
11	日							
12	月	10:00	16:00	1:00	5:00			
13	火	10:00	16:00	1:00	5:00			
14	水	10:00	16:00	1:00	5:00			
15	木	10:00	16:00	1:00	5:00			
16	金	10:00	16:00	1:00	5:00			
17	土							
18	日							
19	月	10:00	16:00	1:00	5:00			
20	火	10:00	16:00	1:00	5:00			
21	水	10:00	16:00	1:00	5:00			
22	木	10:00	17:00	1:00	6:00			
23	金	10:00	16:00	1:00	5:00			
24	土							
25	日							
26	月	10:00	17:00	1:00	6:00			
27	火	10:00	16:00	1:00	5:00			
28	水	10:00	16:00	1:00	5:00			
29	木	10:00	16:00	1:00	5:00			
30	金	8:30	15:30	1:00	6:00			
31	土							
計		20 日間勤務 (D)		(A)	104:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 田 井 常 雄								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [104.00 時間] × [単価 1,060 円] = 110,240 円 (B)								
② 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [20 日] × [単価 円] = 0 円 (E)								
③' " 月額の場合								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 110,240 円 (F)								
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) - [1,846 円(給) (所得税・住民税・保険料等本人負担額) = 108,394 円 (H)								
金 108,394 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 R7 年 6 月 18 日 氏 名				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額(H) [108,394 円] × [按分率 90 %] = 97,554 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [1,378 円] × [按分率 90 %] = 1,240 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [1,846 円] × [按分率 90 %] = 1,661 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 100,455 円								

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2025 年(西暦) 6 月分		氏 名		議員との 関 係		☐ 親族 (口先計同一 口その他) ☐ 関係会社等の役員・社員 ☐ 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	日							
2	月	10:00	16:00	1:00	5:00			
3	火	10:00	16:00	1:00	5:00			
4	水							
5	木							
6	金							
7	土							
8	日							
9	月							
10	火							
11	水							
12	木							
13	金							
14	土							
15	日							
16	月							
17	火							
18	水							
19	木							
20	金							
21	土							
22	日							
23	月							
24	火							
25	水							
26	木							
27	金							
28	土							
29	日							
30	月							
計		2 日間勤務 (D)		(A)	10:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 橋本 常雄								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [10.00 時間] × [単価 1,060 円] = 10,600 円 (B)								
② 月額の場合								
③ 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (C)								
④ 通勤手当・日額の場合 (D) [2 日] × [単価 円] = 0 円 (E)								
⑤ 〃 月額の場合								
⑥ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 10,600 円 (F)								
【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】								
(F) - [58 円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額)] = 10,542 円 (H)								
金 10,542 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 27 年 6 月 18 日 氏 名				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H) [10,542 円] × [按分率 90 %] = 9,487 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [132 円] × [按分率 90 %] = 118 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [58 円] × [按分率 90 %] = 52 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 9,657 円								